

地区街づくり団体への支援について

1. 小山田桜台街づくり協議会への支援について

「小山田桜台地区街づくりプラン（目標・方針）」に基づき、現状の課題を解決するための手法として地区計画移行を目指し、地区計画に関する住民の考え方である「地区計画に関する基本的考え方」を町田市に提出しました。その後、提案のあった考え方を基に市が策定した「小山田桜台団地まちづくり構想」に基づき、多世代が交流できる「公園団地」の実現に向けた活動を行う中で、新たな活動の手法について、専門的・技術的な助言が必要であると考えます。

このことから、町田市住みよい街づくり条例第34条第1項第2号「地区住民等及び地区街づくり団体が、地区街づくりプランに従い、規則で定める活動を行うとき」とし、市の支援として、継続的にアドバイザーを派遣いたします。

2. 玉川学園地区まちづくりの会への支援について

当会が取り組む建築協約の普及や緑の街並みづくり、地域の活性化を目的とした空き家活用、景観づくり活動等に関し、地域の状況の変化に応じた新たなまちづくりのあり方を支援するためには、手法や仕組みづくりについての専門的・技術的な助言が必要であると考えます。

このことから、町田市住みよい街づくり条例第34条第1項第3号「街づくり市民団体が、規則で定める活動を行うとき」とし、市の支援として、継続的にアドバイザーを派遣いたします。

3. 田中谷戸街づくり協議会への支援について

「田中谷戸地区街づくりプラン（目標・方針）」の実現に向け、主に道路整備についての意見調整、合意形成を進めています。今後は道路整備を前提とした集落整備のあり方をベースに街づくりを検討するとともに、地域の将来を見据え、活性化のための活動の手法についても検討します。これらの取組みに関して、専門的・技術的な助言が必要であると考えます。

このことから、町田市住みよい街づくり条例第34条第1項第2号「地区街づくり団体が、地区街づくりプランに従い、規則で定める活動を行うとき」とし、市の支援として継続的にアドバイザーを派遣いたします。

4. 小山田大龍地区街づくりを考える会への支援について

北部丘陵の豊かな自然を生かし、住民が今後も住み続けていくことが出来る地区とするために、具体的な街づくりの方向性について話し合うため、専門的・技術的な助言が必要であると考えます。

このことから、町田市住みよい街づくり条例第34条第1項第1号「地区街づくり団体が、地区街づくりプラン案を作成しようとするとき」とし、市の支援として、継続的にアドバイザーを派遣いたします。

5. 小山田中部街づくり協議会への支援について

北部丘陵の豊かな自然を生かし、住民が今後も住み続けていくことが出来る地区とするために、住民同士で道路整備における調整協議の手法や農地山林の活用方法について学ぶ必要があります。その際に専門的・技術的な助言が必要であると考えます。

このことから、町田市住みよい街づくり条例第34条第1項第1号「地区街づくり団体が、地区街づくりプラン案を作成しようとするとき」とし、市の支援として、継続的にアドバイザーを派遣いたします。